



Kumamoto City

News Release

令和 7 年（2025 年）9 月 1 日

令和 7 年度（2025 年度）第 1 回 熊本市重症心身障がい児等 在宅支援ネットワーク会議の開催について

在宅の重症心身障がい児・者及びその家族への支援を総合的に行うため、医療・保健・福祉等の関係機関が相互の連携共有を図る事を目的として、令和 7 年度（2025 年度）第 1 回熊本市重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議を開催しますので、下記のとおりお知らせします。

- 1 日時 令和 7 年（2025 年）9 月 8 日（月）午後 1 時 30 分から
- 2 場所 ウェルパルクまもと 3 階すこやかホール
- 3 主催 熊本市
- 4 出席者 別添委員名簿のとおり
- 5 スケジュール
 - 1 開 会
 - (1) 事務局挨拶
 - (2) 委員紹介
 - (3) 事務局紹介
 - 2 議 事（予定）
意見交換
【テーマ】「地域における医療的ケア児等支援のコーディネート体制」について
 - 3 事務局連絡
 - 4 閉 会
- 6 傍聴のご案内
○会議は傍聴可能です。午後 1 時 20 分までに受付をお済ませください。

〔お問い合わせ先〕

健康福祉局 障がい者支援部 障がい福祉課

電話:096-361-2519

課長:小山 恭正(おやま きょうせい)

担当:中山 哲宏(なかやま てつひろ)

熊本市重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議委員 令和7年(2025年)4月1日時点

分野	団体名	委員氏名
保健機関・医療機関	一般社団法人 熊本市医師会	オガタ ケンイチ 緒方 健一
	熊本市民病院	イノウエ タケシ 井上 武
	公益社団法人 熊本県看護協会	エンドウ サトミ 遠藤 里美
	一般社団法人 熊本県言語聴覚士会	ワタナベ 渡辺 ひとみ
医療型障害児入所施設	くまもと江津湖療育医療センター	キノシタ ヒロトシ 木下 裕俊
障害者関係団体	熊本県重症心身障害児（者）を守る会	クロキ ユカ 黒木 由佳
	熊本県医療的ケア家族会	タカクラ マキ 高倉 真樹
学識経験者	熊本県医療的ケア児支援センター （熊本大学病院 小児科）	オザサ シロウ 小篠 史郎
指定相談支援業者	えづこ相談支援センター	ヤマグチ ヨウコ 山口 陽子
指定障害福祉サービス事業者	熊本県ホームヘルパー協議会	ノモト ハルミ 野本 陽美
基幹相談支援センター	熊本市障がい者相談支援センター	ニシムラ メグミ 西村 恵美
児童発達支援センター	児童発達支援センター	ヤマダ ミキ 山田 美輝
保育所等	一般社団法人 熊本市保育園連盟	スズリカワ ワカコ 硯川 和歌子
教育機関	熊本市立あおば支援学校	ノダ タケオ 野田 健男

熊本市重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議設置要綱

制定 平成 28 年 4 月 1 日 健康福祉局長決裁
改正 令和 5 年 4 月 1 日 障がい福祉課長決裁
改正 令和 6 年 3 月 29 日 障がい福祉課長決裁
改正 令和 7 年 2 月 26 日 障がい福祉課長決裁

(設置)

第1条 本市における在宅の重症心身障がい児（者）、医療的ケア児（者）及びその家族への支援を総合的に行うため、医療・保健・福祉等の関係機関が相互の連携を図ることにより、支援体制に関する課題について情報を共有するとともに、実情に応じた支援の充実を図るため、熊本市重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 重症心身障がい児等への事業の実施等、支援の充実に関すること
- (2) 関係機関による相互の連携に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的に資すると認められる事項

(委員)

第3条 ネットワーク会議の委員は14人以内とし、次に掲げる者のうちから選定するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号の事業を行なう同法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者
- (2) 同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者
- (3) 保健機関又は医療機関の関係者
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に所属する者
- (5) 同法第43条に規定する児童発達支援センターに所属する者
- (6) 障がい者関係団体に所属する者
- (7) 障がい者福祉に係る地域ケア等に関する学識経験者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 ネットワーク会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、これを妨げない。

(会長)

第5条 ネットワーク会議に会長を置き、会長の選出は委員の互選によるものとする。

2 会長は、ネットワーク会議の議長となり会務を総括する。

3 会長に事故あるときその他の事情により会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 ネットワーク会議は、必要に応じて会長が招集するものとする。

(公開)

第7条 ネットワーク会議は、原則公開とする。ただし、協議内容に個人情報が含まれる場合には、非公開とすることができる。

(秘密の保持)

第8条 ネットワーク会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 ネットワーク会議の庶務は、障がい福祉課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。